



発行 新潟県

第 84 号

令和8年10月27日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 831 知事指定薬物の指定（感染症対策・薬務課）
- 832 指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 833 指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 834 指定介護老人福祉施設の指定（高齢福祉保健課）
- 835 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 836 土地改良区連合の定款変更認可（農地計画課）
- 837 道路の区域変更（道路管理課）

公 告

- 大規模小売店舗の届出事項の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出事項の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出事項の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出事項の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出事項の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出事項の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出事項の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出事項の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出事項の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出事項の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出事項の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出事項の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出事項の変更（地域産業振興課）

病院局公告

- 特定調達契約の契約者等（病院局経営企画課）

雑 報

- 一般競争入札の実施（大学・私学振興課）

告 示

◎新潟県告示第831号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和8年10月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) N－エチル－2－（5－メトキシ－1H－インドル－3－イル）－N－メチルエタン－1－アミン及びその塩類（通称名：5－MeO－MET）
- (2) N－エチル－2－〔5－ニトロ－2－〔（4－プロポキシフェニル）メチル〕－1H－ベンゾ[d]イミダゾール－1－イル〕エタン－1－アミン及びその塩類（通称名：N－Desethyl－protonit

azene)

(3) (1 α H, 5 α H) - トロパニン-3 α -イル 2-フルオロベンゾエート及びその塩類 (通称名: 2-F-tropacaine)

2 指定の理由

条例第2条第6号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和8年10月28日

◎新潟県告示第832号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項(又は第53条第1項)の規定により、指定居宅サービス事業者(又は指定介護予防サービス事業者)を次のとおり指定した。

令和8年10月27日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護	ひまわり訪問介護ステーション	新潟県柏崎市幸町7番19号住宅型Sunflower 幸町	株式会社石川薬局	令和8年9月1日
訪問介護	ごせん介護タクシー訪問介護	新潟県五泉市土堀295	I DO 合同会社	令和8年9月1日
訪問看護 介護予防訪問看護	スクラム訪問看護ステーション	新潟県新発田市緑町3丁目1番9号ピュアライフグリーンタウンA102号室	合同会社Ensemble Care	令和8年4月1日
訪問看護 介護予防訪問看護	脳とこころの訪問看護ステーション長岡古正寺	新潟県長岡市古正寺町347番地1	株式会社ワグルスタッフサービス	令和8年9月1日
通所介護	デイホーム金谷	新潟県上越市大貫2丁目3番26号	社会福祉法人上越老人福祉協会	令和8年4月1日
通所介護	ALPHAS健康スタジオ	新潟県長岡市荻野1丁目7番11号	株式会社クレアメディコ	令和8年6月1日
短期入所生活介護	特別養護老人ホームさくら聖母の園	新潟県上越市西城町2丁目3番20号	社会福祉法人上越老人福祉協会	令和8年4月1日

◎新潟県告示第833号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項(又は第115条の5第2項)の規定により、指定居宅サービス事業者(又は指定介護予防サービス事業者)から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和8年10月27日

新潟県知事 花 角 英 世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
つむぎホームヘルプセンター	新潟県南魚沼市仙石1番地18	社会福祉法人南魚沼福祉会	訪問介護	令和8年3月4日	令和8年3月31日
介護ステーションすみれ	新潟県燕市道金473番地	合同会社Heart & Heart	訪問介護	令和8年3月19日	令和8年3月31日

有限会社介護サービスみどり園 訪問介護事業所	新潟県燕市杣木 3002番地 8	有限会社介護サービスみどり園	訪問介護	令和8年1月 22日	令和8年3月 31日
御山リンドウ訪問介護サービス	新潟県東蒲原郡 阿賀町あが野南字 黒坪4324番地22	株式会社谷花	訪問介護	令和8年7月 15日	令和8年7月 31日
みなみ園老人訪問看護ステーション	新潟県南魚沼市 六日町712番地 4	社会福祉法人南魚沼福祉会	訪問看護 介護予防訪問看護	令和8年3月 2日	令和8年3月 31日
津南町訪問看護ステーション	新潟県中魚沼郡 津南町大字下船渡丁2682番地	津南町	訪問看護 介護予防訪問看護	令和8年3月 2日	令和8年3月 31日
ベストケア柏崎訪問看護リハビリステーション	新潟県柏崎市半田2丁目5番11号 パキラ半田A・B	株式会社新日本ベストケア	訪問看護 介護予防訪問看護	令和8年7月 9日	令和8年5月 31日
公益社団法人新潟県看護協会訪問看護ステーションみつけ	新潟県見附市学校町1丁目5番42号	公益社団法人新潟県看護協会	訪問看護 介護予防訪問看護	令和8年7月 9日	令和8年7月31日
アクティブデイはすがた	新潟県北蒲原郡 聖籠町大字蓮潟2251番地 8	医療法人愛広会	通所介護	令和8年2月 12日	令和8年3月 31日
さくら聖母の園デイサービスセンター	新潟県上越市西城町2丁目3番20号	社会福祉法人フランシスコ第三会マリア園	通所介護	令和8年1月 16日	令和8年3月 31日
デイホーム金谷	新潟県上越市大貫2丁目3番26号	社会福祉法人フランシスコ第三会マリア園	通所介護	令和8年1月 30日	令和8年3月 31日
まいこ園デイサービスセンター	新潟県南魚沼市 仙石1番地18	社会福祉法人南魚沼福祉会	通所介護	令和7年12月 11日	令和8年3月 31日
沖見の里デイサービスセンター	新潟県上越市牧区大月252番地	社会福祉法人まきむら福祉会	通所介護	令和8年3月 23日	令和8年3月 31日
松波デイサービスセンター	新潟県柏崎市松波3丁目5番7号	社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会	通所介護	令和8年1月 30日	令和8年3月 31日
上川高齢者生活福祉センター	新潟県東蒲原郡 阿賀町三方甲1135番地 1	社会福祉法人阿賀町社会福祉協議会	通所介護	令和8年2月 20日	令和8年3月 31日
新発田中井デイサービスセンター	新潟県新発田市 小舟町2丁目690番地	一般財団法人下越総合健康開発センター	通所介護	令和8年1月 16日	令和8年3月 31日
名立デイサービスセンター椿寿苑	新潟県上越市名立区名立大町4234番地	社会福祉法人上越市社会福祉協議会	通所介護	令和8年2月 27日	令和8年3月 31日
五泉はじめデイサービスセンター	新潟県五泉市馬下1381番地	社会福祉法人親永会	通所介護	令和8年3月 3日	令和8年4月 30日
鹿瀬デイサービス	新潟県東蒲原郡	社会福祉法人阿	通所介護	令和8年4月	令和8年4月

スセンター	阿賀町鹿瀬11540番地55	賀町社会福祉協議会		6 日	30 日
デイサービスセンターつばめ	新潟県柏崎市元城町 1 番48号	株式会社スワロー	通所介護	令和 8 年 5 月 26 日	令和 8 年 6 月 30 日
塩沢デイサービスセンターゆきつばき	新潟県南魚沼市塩沢1328番地 2	社会福祉法人若葉会	通所介護	令和 8 年 6 月 30 日	令和 8 年 7 月 31 日
特別養護老人ホームこぶし園	新潟県長岡市喜多町2900番地	社会福祉法人長岡福祉協会	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	令和 8 年 2 月 19 日	令和 8 年 3 月 31 日
特別養護老人ホームつきおかの里	新潟県新発田市本田壬393番地 1	社会福祉法人二王子会	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	令和 8 年 2 月 19 日	令和 8 年 3 月 31 日
特別養護老人ホームとっさか	新潟県胎内市西本町11番27号	社会福祉法人二王子会	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	令和 8 年 2 月 26 日	令和 8 年 3 月 31 日
株式会社大久保商店福祉用具サービスマイハンズ	新潟県胎内市関沢57番地 1	株式会社大久保商店	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	令和 8 年 3 月 2 日	令和 8 年 3 月 31 日
株式会社悠久堂医科器械店	新潟県長岡市石動南町 8 番地 1	株式会社悠久堂医科器械店	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	令和 8 年 3 月 2 日	令和 8 年 3 月 31 日
株式会社デムス	新潟県長岡市呉服町 2 丁目 2 番地 15号	株式会社デムス	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	令和 8 年 7 月 9 日	令和 8 年 7 月 31 日
株式会社大久保商店福祉用具サービスマイハンズ	新潟県胎内市関沢57番地 1	株式会社大久保商店	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	令和 8 年 3 月 2 日	令和 8 年 3 月 31 日
株式会社悠久堂医科器械店	新潟県長岡市石動南町 8 番地 1	株式会社悠久堂医科器械店	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	令和 8 年 3 月 2 日	令和 8 年 3 月 31 日
東亜住設株式会社	新潟県胎内市北本町 7 番 9 号	東亜住設株式会社	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	令和 8 年 7 月 7 日	令和 8 年 8 月 31 日

◎新潟県告示第834号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第48条第 1 項第 1 号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

令和 8 年10月27日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
介護老人福祉施設	特別養護老人ホームさくら聖母の園	新潟県上越市西城町 2 丁目 3 番20号	社会福祉法人上越老人福祉協会	令和 8 年 4 月 1 日

◎新潟県告示第835号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、十日町市の十日町土地改良区の定款の変更を令和8年10月15日認可した。

令和8年10月27日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第836号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、上越市の関川地区土地改良区連合の定款の変更を令和8年10月15日認可した。

令和8年10月27日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第837号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和8年10月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山熊田府屋停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
村上市荒川口字ヲソノ淵300番2から	新	6.5～24.9メートル	191.1メートル
同市荒川口字ヲソノ淵286番1まで	旧	6.5～12.8メートル	191.1メートル

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年10月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 はれまちショッピングセンター

所在地 上越市土橋2603番地 外

設置者 株式会社ウオロク 他2者
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役 本多 伸一 新潟県新潟市中央区鑑2丁目14番13号

(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役 葛見 久賢 新潟県新潟市中央区鑑2丁目14番13号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役 本多 伸一 新潟県新潟市中央区鑑2丁目14番13号

(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役 葛見 久賢 新潟県新潟市中央区鑑2丁目14番13号
- 3 変更年月日

- (1) 令和 7 年 6 月24日
- (2) 令和 7 年 6 月24日
- 4 変更理由
代表者の変更のため
- 5 届出年月日
令和 8 年 9 月 4 日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、上越市産業政策課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和 8 年10月27日から令和 9 年 2 月27日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援係
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出事項の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和 8 年10月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 ウオロクくびき店
所在地 上越市頸城区下吉字本田85-9
設置者 株式会社ウオロクホールディングス 他 1 者
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ウオロクホールディングス 代表取締役 本多 伸一 新潟県新潟市中央区鑑 2 丁目
14番13号
(変更後) 株式会社ウオロクホールディングス 代表取締役 葛見 久賢 新潟県新潟市中央区鑑 2 丁目
14番13号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ウオロクホールディングス 代表取締役 本多 伸一 新潟県新潟市中央区鑑 2 丁目
14番13号
(変更後) 株式会社ウオロクホールディングス 代表取締役 葛見 久賢 新潟県新潟市中央区鑑 2 丁目
14番13号
- 3 変更年月日
 - (1) 令和 7 年 6 月24日
 - (2) 令和 7 年 6 月24日
- 4 変更理由
代表者の変更のため
- 5 届出年月日
令和 8 年 9 月11日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、上越市産業政策課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和 8 年10月27日から令和 9 年 2 月27日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係

電話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出事項の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年10月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ウオロク桜木店

所在地 柏崎市桜木町885 外

設置者 株式会社ウオロク

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役 本多 伸一 新潟県新潟市中央区鑑2丁目14番13号

(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役 葛見 久賢 新潟県新潟市中央区鑑2丁目14番13号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役 本多 伸一 新潟県新潟市中央区鑑2丁目14番13号

(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役 葛見 久賢 新潟県新潟市中央区鑑2丁目14番13号

3 変更年月日

(1) 令和7年6月24日

(2) 令和7年6月24日

4 変更理由

代表者の変更のため

5 届出年月日

令和8年9月11日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、柏崎市商業観光課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和8年10月27日から令和9年2月27日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係

電話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出事項の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年10月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ウオロク住吉町店

所在地 新発田市住吉町4丁目1番乙1507

設置者 株式会社ウオロク

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役 本多 伸一 新潟県新潟市中央区鑑 2 丁目 14 番 13 号
(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役 葛見 久賢 新潟県新潟市中央区鑑 2 丁目 14 番 13 号
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役 本多 伸一 新潟県新潟市中央区鑑 2 丁目 14 番 13 号
(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役 葛見 久賢 新潟県新潟市中央区鑑 2 丁目 14 番 13 号
- 3 変更年月日
(1) 令和 7 年 6 月 24 日
(2) 令和 7 年 6 月 24 日
- 4 変更理由
代表者の変更のため
- 5 届出年月日
令和 8 年 9 月 11 日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和 8 年 10 月 27 日から令和 9 年 2 月 27 日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援係
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出事項の変更について (公告)

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 6 条第 1 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から 4 月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和 8 年 10 月 27 日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 ウオロク北山店
所在地 長岡市北山 3 丁目 5 番 1 号
設置者 株式会社ウオロク
- 2 変更事項
(1) 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役 本多 伸一 新潟県新潟市中央区鑑 2 丁目 14 番 13 号
(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役 葛見 久賢 新潟県新潟市中央区鑑 2 丁目 14 番 13 号
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役 本多 伸一 新潟県新潟市中央区鑑 2 丁目 14 番 13 号
(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役 葛見 久賢 新潟県新潟市中央区鑑 2 丁目 14 番 13 号
- 3 変更年月日
(1) 令和 7 年 6 月 24 日
(2) 令和 7 年 6 月 24 日
- 4 変更理由
代表者の変更のため
- 5 届出年月日
令和 8 年 9 月 11 日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、長岡市産業支援課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和8年10月27日から令和9年2月27日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係

電話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出事項の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年10月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ウオロク要町店

所在地 長岡市要町2丁目868

設置者 株式会社ウオロク

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役 本多 伸一 新潟県新潟市中央区鑑2丁目14番13号

(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役 葛見 久賢 新潟県新潟市中央区鑑2丁目14番13号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役 本多 伸一 新潟県新潟市中央区鑑2丁目14番13号

(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役 葛見 久賢 新潟県新潟市中央区鑑2丁目14番13号

3 変更年月日

(1) 令和7年6月24日

(2) 令和7年6月24日

4 変更理由

代表者の変更のため

5 届出年月日

令和8年9月11日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、長岡市産業支援課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和8年10月27日から令和9年2月27日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係

電話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出事項の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年10月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ウオロク緑店

所在地 新発田市緑町 3 丁目 3 番23号

設置者 株式会社ウオロク

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役 本多 伸一 新潟県新潟市中央区鑑 2 丁目14番13号

(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役 葛見 久賢 新潟県新潟市中央区鑑 2 丁目14番13号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役 本多 伸一 新潟県新潟市中央区鑑 2 丁目14番13号

(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役 葛見 久賢 新潟県新潟市中央区鑑 2 丁目14番13号

3 変更年月日

(1) 令和 7 年 6 月24日

(2) 令和 7 年 6 月24日

4 変更理由

代表者の変更のため

5 届出年月日

令和 8 年 9 月11日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和 8 年10月27日から令和 9 年 2 月27日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出事項の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和 8 年10月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ウオロク蓮潟店

所在地 長岡市蓮潟 1 丁目561

設置者 株式会社ウオロク

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役 本多 伸一 新潟県新潟市中央区鑑 2 丁目14番13号

(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役 葛見 久賢 新潟県新潟市中央区鑑 2 丁目14番13号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役 本多 伸一 新潟県新潟市中央区鑑 2 丁目14番13号

(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役 葛見 久賢 新潟県新潟市中央区鑑 2 丁目14番13号

3 変更年月日

(1) 令和 7 年 6 月24日

(2) 令和 7 年 6 月24日

4 変更理由

代表者の変更のため

5 届出年月日

令和 8 年 9 月11日

- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、長岡市産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和8年10月27日から令和9年2月27日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援係
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出事項の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年10月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 五泉南ショッピングセンター
所在地 五泉市大字今泉930番地
設置者 株式会社ウオロク 他1者
- 2 変更事項
(1) 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役 本多 伸一 新潟県新潟市中央区鑑2丁目14番13号 他1者
(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役 葛見 久賢 新潟県新潟市中央区鑑2丁目14番13号 他1者
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役 本多 伸一 新潟県新潟市中央区鑑2丁目14番13号 他1者
(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役 葛見 久賢 新潟県新潟市中央区鑑2丁目14番13号 他1者
- 3 変更年月日
(1) 令和7年6月24日 他
(2) 令和7年6月24日 他
- 4 変更理由
代表者の変更のため
- 5 届出年月日
令和8年9月11日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、五泉市商工観光課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和8年10月27日から令和9年2月27日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援係
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出事項の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和 8 年10月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 新発田舟入ショッピングセンター
所在地 新発田市舟入町 3 丁目651 外
設置者 株式会社ウオロク 他 2 者

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役 本多 伸一 新潟県新潟市中央区鑑 2 丁目14番13号

(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役 葛見 久賢 新潟県新潟市中央区鑑 2 丁目14番13号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役 本多 伸一 新潟県新潟市中央区鑑 2 丁目14番13号 他 1 者

(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役 葛見 久賢 新潟県新潟市中央区鑑 2 丁目14番13号 他 1 者

3 変更年月日

- (1) 令和 7 年 6 月24日 他

- (2) 令和 7 年 6 月24日 他

4 変更理由

代表者及び所在地の変更のため

5 届出年月日

令和 8 年 9 月11日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和 8 年10月27日から令和 9 年 2 月27日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出事項の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から 4 月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和 8 年10月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 水原南ショッピングセンター
所在地 阿賀野市市野山字大坪221
設置者 株式会社ウオロク

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役 本多 伸一 新潟県新潟市中央区鑑 2 丁目14番13号

(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役 葛見 久賢 新潟県新潟市中央区鑑 2 丁目14番13号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役 本多 伸一 新潟県新潟市中央区鑑 2 丁目14番13号

(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役 葛見 久賢 新潟県新潟市中央区鑑 2 丁目14番13号

3 変更年月日

- (1) 令和 7 年 6 月24日

- (2) 令和 7 年 6 月24日
-

- 4 変更理由
代表者の変更のため
- 5 届出年月日
令和8年9月11日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、阿賀野市商工観光課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和8年10月27日から令和9年2月27日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援係
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出事項の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年10月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 中条ショッピングセンター
所在地 胎内市野中宇江下347-4外
設置者 株式会社ウオロク 他3者
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役 本多 伸一 新潟県新潟市中央区鑑2丁目14番13号
(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役 葛見 久賢 新潟県新潟市中央区鑑2丁目14番13号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役 本多 伸一 新潟県新潟市中央区鑑2丁目14番13号
(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役 葛見 久賢 新潟県新潟市中央区鑑2丁目14番13号
- 3 変更年月日
 - (1) 令和7年6月24日
 - (2) 令和7年6月24日
- 4 変更理由
代表者の変更のため
- 5 届出年月日
令和8年9月11日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、胎内市商工観光課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和8年10月27日から令和9年2月27日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援係
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出事項の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表

する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から 4 月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和 8 年10月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 クスリのアオキ小出店

所在地 魚沼市原虫野337番地 1

設置者 株式会社クスリのアオキ

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) ピアレマート小出店

(変更後) クスリのアオキ小出店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社スポット 代表取締役 黒井 英恭 新潟県長岡市新産三丁目 6 番地12

(変更後) 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲 石川県白山市松本町2512番地

3 変更年月日

(1) 令和 8 年 9 月 1 日

(2) 令和 8 年 9 月 1 日

4 変更理由

名称及び小売業者の変更のため

5 届出年月日

令和 8 年 9 月18日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、魚沼市商工課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和 8 年10月27日から令和 9 年 2 月27日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係

電 話 025-280-5235

E メ ー ル ngt050100@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について契約者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年10月27日

新潟県立十日町病院長 清崎 浩一

1 調達物品及び数量

生理検査システム 一式

2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所

新潟県立十日町病院

新潟県十日町市高田町三丁目南32番地 9

3 契約締結日

令和 8 年 9 月17日

4 契約者の氏名及び住所

クロスウィルメディカル株式会社

新潟県新潟市東区紫竹卸新町1808-22

- 5 契約金額
46,112,000円(税込)
- 6 契約方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和8年8月7日

雑 報

一般競争入札の実施について（公告）

公立大学法人新潟県立大学会計規則第17条第1項の規定により、新潟県立大学1号館A棟事務室0Aフロア設置工事について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和8年10月27日

公立大法人新潟県立大学 理事長 若 杉 隆 平

1 入札に付する事項

- (1) 工事の名称
新潟県立大学1号館A棟事務室0Aフロア設置工事
- (2) 工事の場所
新潟市東区海老ヶ瀬471番地
- (3) 工事の仕様等
仕様書、入札説明書、工事図面及び設計書による。
- (4) 工事期間
契約の日から令和9年1月末日まで
ただし、現地での工事作業は令和9年1月15日（金）までに完了すること。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和8年10月27日（火）から令和8年11月2日（月）まで（公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 交付場所

新潟県立大学総務財務部総務課
（新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地）

(2) 入札説明書に関する問合せ等

ア 問合せ方法

入札説明書等その他本件入札に関する質問事項がある場合、質問事項を記載した書面（本入札説明書に定める様式に限る。）を、ウに定める問合せ先に直接持参又はファクシミリによる送信の方法で提出すること。

イ 問合せ受付期間

令和8年10月27日（火）から令和8年11月2日（月）まで（公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 問合せ先

新潟県立大学総務財務部総務課 ファクシミリ番号 025-270-5173

エ 回答方法

本入札説明書を交付した者に対して、令和8年11月4日（水）までに、質問の内容及び回答をファクシミリにより通知する。

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年11月6日（金）午前10時00分
- (2) 場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地 新潟県立大学コモンズ3号館5401大会議室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 公立大学法人新潟県立大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和8・9年度新潟県建設工事入札参加資格者名簿の建築一式工事又は内装仕上工事、もしくはその両方に登録されている者であること。
- (3) 国又は地方公共団体から指名停止措置を現に受けていないこと。
- (4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (6) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて公立大学法人新潟県立大学理事長から確認を受けている者であること。

5 本件入札に係る参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書を提出し、公立大学法人新潟県立大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

ア 提出期間 令和8年10月27日（火）から令和8年11月4日（水）まで（公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時15分まで

イ 提出場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地
新潟県立大学総務財務部総務課

ウ 提出方法 本人（法人にあっては代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人による持参または郵送とする。（郵送の場合は、書留に限る。令和8年11月4日（水）午後5時15分必着）

エ 提出書類及びその部数

競争入札参加資格確認申請書 1部

- (2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 交付日時 令和8年11月5日（木） 午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 (1)イに掲げる場所

6 入札者に求められる義務

5(1)に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書を提出した者は、3(1)に定める日の前日までの間において、当該書類の内容について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

7 入札の方法

- (1) 入札は、次のいずれかの方法によること。

本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

- (2) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 開札の方法

- (1) 開札は、原則として入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

- (2) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再入札を行うものとする。ただし、無効入札を行った者は、再入札に参加することができない。

- (3) 再入札は1回を限度とする。

9 落札者の決定方法

- (1) 入札に参加した者のうち、予定価格以下、最低制限価格以上の範囲での最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (2) 最低制限価格を下回る入札者は、再度入札に参加できないものとする。
- (3) (1)の者が2以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (4) 8(3)に定めるところにより再入札を行っても落札者がいない場合は、契約事務取扱規程第33条第1項第5号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって申し込みをしたものと随意契約の交渉を行うことがある。

10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、契約事務取扱規程第42条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

13 契約書及び契約条項

「建設工事請負契約書(案)」のとおりとする。

14 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。

(3) 工事期間の変更協議

契約締結後、やむを得ない事由により1(4)に定める工事期間の変更が必要となった場合には、別途協議に応じるものとする。

(4) その他

本件入札及び委託契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。